

令和2年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和2年6月5日（金）

午後1時30分～

市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

と き 令和2年6月5日 午後1時30分～

ところ 本庁3階 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議長あいさつ

4 執行部あいさつ

5 議 事

- (1) 議案第 37 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第 38 号 小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 42 号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）
- (4) 陳情第 1 号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

6 その他 議会報告会について

7 閉 会

出席委員（6名）

1 番	戸 田 見 良 君（副委員長）	5 番	村 田 春 樹 君（委員長）
1 0 番	谷 仲 和 雄 君	1 2 番	岩 本 好 夫 君
1 5 番	大 槻 良 明 君	1 8 番	市 村 文 男 君
1 7 番	笹 目 雄 一 君（議長）		

欠席委員（なし）

◇

付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 穰一 君	市長公室長	岡野 英孝 君
企画財政部長	立原 伸樹 君	総務部長	磯 敏弘 君
市民生活部長	太田 勉 君	消 防 長	長島 久男 君
議会事務局	我妻 智光 君	秘書政策課長	倉田 賢吾 君
市民協働課長	貝塚 満典 君	企画調整課長	佐々木 浩 君
財 政 課 長	植田 賢一 君	総 務 課 長	小川 和夫 君
環 境 課 長	真家 功 君	議会事務局次長	菊田 裕子 君
消防総務課長	池崎 利久 君		

議会事務局職員出席者

書 記 菅 澤 富美江

午後1時29分 開会

○副委員長（戸田見良君） それでは、皆様お集りにになりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。最初に、委員長あいさつ。村田委員長、お願いします。

○委員長（村田春樹君） 皆様、改めましてお疲れ様でございます。

今回は議案第37号、38号、42号そして陳情第1号と4つ案件がございます。さらには連日におきまして執行部の皆様におかれましては、新型コロナウイルス対策対応等にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましても地域の皆様とさまざまなコロナ対策、そういったこともお話しして、執行部に届けていると思います。今後さらに第2波という報道もございますので、皆様におかれましては、健康に十分ご留意されまして過ごしていただければと思います。また、今日の4件の案に関しましても、皆様の慎重審議をお願い申しあげましてあいさつにさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員長（戸田見良君） はい、ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、笹目議長、お願いいたします。

○議長（笹目雄一君） はい。皆さん、改めましてこんにちは。

昨日の本会議に続きまして、本日の総務常任委員会の開催、誠にご苦労さまでございます。

当総務常任委員会に付託されました議案3件と陳情につきまして、委員の皆様方には慎重なるご審査をお願いし、また午前中の産業建設常任委員会に比べまして、説明員の方がだいぶ多いようございますので、執行部の皆様方には丁寧な説明をお願いしまして、冒頭の挨拶に代えます。よろしく願い申し上げます。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、島田市長、お願いいたします。

○市長（島田穰一君） はい。議員の皆様方にはたいへんお忙しい中、ご苦労様でございます。

ただ今ありましたように昨日の本会議に続いてということで、この総務常任委員会の付託案件の審査ということで、ご参集いただきまして誠にご苦労様でございます。この審査のなかで、私どもも37号、38号、42号、説明をしご理解をいただきながら、全議案可決いただければ、こんなありがたいことはないわけでありますので、よろしく願いしたいと思っております。ご苦労様です。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行の方は委員長の方でよろしく願いいたします。



○委員長（村田春樹君） 議事に入る前に、本日は福島議員、植木議員が傍聴いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、6月4日に付託された議案審査付託表のとおりでございます。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。まず、議案第37号小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） それでは、議案第37号小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案理由といたしまして、不法投棄監視員廃止に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。具体的には、別紙新旧対照表のとおり、不法投棄監視員廃止に伴い、当該監視員報酬に係る規定を削除するものでございます。不法投棄監視員につきましては、小美玉市合併以降、市の非常勤特別職として、不法投棄の監視にご尽力をいただいておりますが、市内全域での更なる監視力の強化を指摘されていたところでございます。このようなことから、市内広域での監視力強化のため、これまでの不法投棄監視員に代わり、新たに不法投棄監視サポーター制度に移行したいと考えてございます。不法投棄監視サポーターは、行政区からの選出と、公募選出の2形態とし、定員150名以内としており、生活の中で見聞きした不法投棄等の情報提供を主な職務としてお願いしたいと考えてございます。新たに、行政区からの選出枠を設けまして、これまでより、地域全体を網羅しながら、不法投棄監視体制を拡充してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

質疑はありませんか。

副委員長、どうぞ。

○副委員長（戸田見良君） お疲れ様です。昨日もですね、福島議員さんが質問をしていただきましたが、今度はサポーター制度ということになりますので、このあとが制度が変わっていくことが出ていくことでもありますので大切なことだと思いますが、要望といたしまして、情報を大きく市内の皆さんに発信していただいて、サポーター制度というのがある、市民ひとりひとりがそういう制度に入って、関心を持ってくださいよという発信をしていただきながら、半年1年と効果を検証していくことが大事かなと思いますので、それを要望いたしまして、お願いとさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 他にございませんか。

大槻委員。

○15番（大槻良明君） 監視員がなくなるということでサポーターになるということですが、我々霞ヶ浦で掃除をしていると、缶とか捨てる人が結構いるのですが、そのとき注意したりするとトラブルになるんですよ。我々一般市民はそういう場合どうしたらいいか、市の方の考えをお願いしたいのですけども。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） 実際にそういったトラブルを防ぐために、今回のサポーター制度につきましては、そういったことを実際に注意することなく、情報提供、市に対しての情報提供のみをこのサポーター制度でお願いするところがございます。そういったトラブルを避けるための制度となっております。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員。

○15番（大槻良明君） そうしますと、目の前で例えば捨てたときには、注意もしないし、情報提供だけをするという考えでよろしいのですか。

○環境課長（真家 功君） はい、そのような形でお願いします。

○委員長（村田春樹君） 太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田 勉君） サポーター制度につきましては、昨日も私の方から質疑の答弁をさせていただいたところがございます。今回の役割といたしましては、真家課長が申し上げたとおり、情報提供を主なものとするというようなところがございます。決してですね、最初の段階では状況提供をお願いするところですが、段階的に役割を増やしていただきまして、もちろんパトロールが必要な状況も当然として発生するかと思いますので、そうした際はパトロールもお願いするようなことになってくるかと思います。ただ、大槻委

員がおっしゃるとおり、不法投棄に関連する方はですね、どちらかと言えば反社会勢力の方が多かったりするということもありまして、非常に危険も伴うこともありますので、そのへんは深入りをしないような形で、決して現場で執拗にパトロールで疑いのある方の追跡をするようなことは決してしないで、遠いところからその状況を確認していただきながら、その内容をできれば具体的な形で行政、役所あるいは警察の方に通報していただく、そういった形をお願いできればと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員。

○15番（大槻良明君） うちの方は結構釣り人が多いです。県外ナンバーが多いので、通報と言ってもその時点で帰ってしまう状況です。それでもとりあえず注意はしない方がいいということですね。そのへんでいいです。理解しました。

○委員長（村田春樹君） 私の方から1点。その情報提供に関しまして、例えば携帯、スマホそういったもので写真を撮れば撮って、情報をシェア、警察に流せばより一層注意喚起になるのかなと思うのですが、そういったことでよろしいということですね。わかりました。ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第37号小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、議案第38号小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長（真家 功君） 議案第38号小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。提案理由としまして、小美玉市廃棄物減量推進等審議会の答申を踏まえ、新ごみ施設供用開始に伴う所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。具体的には、小美玉市廃棄物減量推進等審議会の答申を踏まえまして、令和3年4月より、ご案内のとおり、新ごみ処理施設が供用開始となりますが、これまで小川・玉里地区は、霞台厚生施設組合環境センター、美野里地区は、茨城美野里環境組合クリーンセンターでそれぞれごみ処理を行ってきました。この処理施設の統合に合わせまして、廃棄物処理手数料に係る所要の改正を行うものでございます。次ページをご覧ください。まず、別表第1でございます。可燃ごみ指定袋でございます。これまでの容量45L、30Lサイズに、新たに20Lサイズを追加するものでございます。20Lサイズのごみ袋は、県内でも約半数の自治体において採用する状況でございます。環境課にも、市政へのご意見ご要望や問い合わせ等を通じまして、ご意見が寄せられております。新たに20Lサイズを追加しまして、世帯員数の実情を反映しながら、市民の皆さま方に、さらなるごみの減量・資源化の取り組み促進を図ってまいりたいと考えてございます。次に、下段別表第2でございます。生活系粗大ごみと、特定家庭用機器、いわゆる、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の廃家電4品目でございますが、これまで、小川玉里地区のみ、戸別回収を行ってきたものを、新たに美野里地区に開始するものでございます。次ページをご覧ください。新旧対照表でございます。下段の別表第2に記載しております粗大ごみでございます。これまで、美野里地区で実施してきました、粗大ごみのシール券につきまして、先の生活系粗大ごみの戸別回収制度の市内全域での実施に伴いまして、廃止といたします。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号小美玉市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○**委員長（村田春樹君）** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、議案第42号令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。植田財政課長。

○**財政課長（植田賢一君）** 失礼して着座での説明をお許し願います。なお、私以降の説明につきましても、着座のままの説明をお許し願います。それでは、議案第42号令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。内容につきましては事項別明細により説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。6ページ中段になりますが、21款繰入金、2項1目基金繰入金、財政調整基金繰入金で1,449万6,000円の補正増、今回補正における歳入歳出間調整のため繰入をするものでございます。歳入につきましては、以上でございます。なお歳出につきましては、順次担当部局からご説明をさせていただきます。

○**委員長（村田春樹君）** 小川総務課長。

○**総務課長（小川和夫君）** それでは歳出の部のご説明をさせていただきます。7ページをご覧くださいと思います。大変失礼いたしました。

○**委員長（村田春樹君）** 菊田議会事務局長。事務局次長。

○**議会事務局次長（菊田裕子君）** 失礼しました。続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。議会事務局所管の補正予算になります。1款、1項、1目、議会費、議会運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費に充当していただくため、主に、議員研修に係る旅費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金で、総額534万6,000円を減額するものでございます。説明は以上になります。

○**委員長（村田春樹君）** 小川総務課長。

○**総務課長（小川和夫君）** たいへん冒頭失礼いたしました。改めてご説明をさせていただきます。同じく7ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費のうち、2の市庁舎維持管理費としまして29万5,000円の増額補正をお願い申し上げるものでございます。内容でございますが、12節委託料につきましては、電話交換受付業務委託

料の追加業務として連休期間中におきます新型コロナウイルス対策に関する市民からの問合せ等に対応するため、電話交換員2名を8日間に要する費用としまして21万2,000円及び庁舎清掃及び設備保守管理委託料の追加業務といたしまして、職員のシフト勤務期間におけます、清掃員3名、3日間に要する費用8万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 貝塚市民協働課長。

○市民協働課長（貝塚満典君） 続きまして、市民協働課提出の補正予算の説明をいたします。10目のコミュニティ活動促進費ですが、例年行われております、ふるさとふれあいまつり実行委員会の補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により実行委員会で中止が決定されたことから実行委員会補助金900万円の減額補正をお願いするところ です。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木浩君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明をいたします。8ページをご覧ください。中段の5項統計調査費、2目指定統計費、6事業国勢調査費でございますが、調査員が使用いたします各地区の地図につきましては、本年6月時点におけます建物データが反映されたものを使用するため、調査員報酬から地図作成委託料へ884千円の予算組み替えをお願いするものでございます。以上になります。

○委員長（村田春樹君） 池崎消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（池崎利久君） 続きまして、消防本部所管の補正予算について、ご説明いたします。10ページをお開きください。2段目をご覧ください。9款1項消防費、1目常備消防費、3常備消防総務事務費、8節旅費6万9,000円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、全国消防長会総会及び関東支部総会が、書面による開催となった為、減額するものでございます。4教育訓練・研修経費35万6,000円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、消防大学校及び消防学校の研修が中止となった為、減額するものでございます。内訳でございますが、8節旅費10万4,000円、18節消防学校入校負担金25万2,000円でございます。次に、2目非常備消防費、1消防団活動経費、18節1負担金10万円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、茨城県消防協会理事研修会が中止となった為、減額するものでございます。2消防団員訓練経費293万8,000円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、消防ポンプ操法大会及び消防学校の研修が中止となった為、

減額するものでございます。内訳でございますが、17 節備品購入費 54 万 4,000 円、18 節 1 負担金 14 万 4,000 円、2 補助金 225 万円でございます。以上でございます。

○**委員長（村田春樹君）** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。谷仲委員。

○**10番（谷仲和雄君）** 私の方から 6 ページの歳入、基金繰入金、財政調整基金繰入金についてお尋ねをしたいと思えます。まず初めに、特別定額給付金給付事業への迅速な対応につきましましては、島田市長初め市職員の皆様の気概を感じますところでございます。改めまして感謝を申し上げます。着座にて失礼いたします。また、この新型コロナウイルス対策関連予算の専決処分において、躊躇なく財政調整基金からの繰り入れ、緊急を要する感染症予防対策、これ 4 月 16 日の補正第 1 回、1,177 万 7,000 円、また 4 月 30 日の国補正予算の成立を受けた後の特別定額給付金を始めとする経済対策、5 月 1 日補正第 2 回 5,185 万 3,000 円については大変評価をいたすところでございます。そこで、今回の補正を一般財源という視点で見ますと、まず新型コロナウイルスの影響により中止となる事業費の減額補正、これが主と、あともう 1 点が民間放課後児童クラブ施設整備事業補助金などが大きなところでございます。これら一財のやり繰りにおいて、財政調整基金繰入金 1,449 万 6,000 円が先ほどの説明で、歳入歳出間調整で今回計上されているというところでございます。そこを踏まえて、財政調整基金繰入金に関する市としての基本的な考え方を確認させていただくにあたり、このあと今後新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金を活用する経済対策等が実施をされる運びになるかと思えますが、そちらの方とは別に、今後新型コロナウイルス感染症につきましましては第 2 波第 3 波が懸念をされているところでございます。そこで、緊急時において躊躇なく対策を打っていくにあたっては、補正第 1 回、第 2 回同様、財政調整基金繰入金による機動的な財政措置が必要と考えますが、そのところで財政調整基金繰入金について市としてどのような方針で臨むか、基本的な考え方のところをひとつ確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○**委員長（村田春樹君）** 植田財政課長。

○**財政課長（植田賢一君）** ただ今の谷仲委員のご質問、財政調整基金の繰入の考え方ということで答弁をさせていただきます。まず財政調整基金につきましましては、本予算でもそうでありまして、歳入歳出間の不均衡を調整する役割を担っております。これは市財政の円滑かつ健全な運営を図るために設置しているという趣旨から行っていることであります。一方、お話ありました新型コロナウイルス感染症対策、今後も事業が出てくる可能性は当

然に想定しております。これらの事業については、緊急に実施するということが必要になってくることとなりますが、これに対し財源確保を待って事業の進捗自体が遅れますと、被害の拡大等を招き、ひいては健全な財政運営自体にも影響を及ぼすということも考えられることでもありますから、緊急に実施しなければならない事業につきましては、その財源に財政調整基金を今後も活用していくということは当然のことと想定しております。答弁は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） そのこのところ1点確認させていただきました。重ね重ね私の方から緊急時においては規模とスピードというところ、これがたいへん重要になってくるかと思えます。そういうところで、新型コロナ対策このあとも注視をしていく中で、機動的な財政措置そういうところを要望させていただきます。以上です。

○委員長（村田春樹君） 他に質疑はございませんか。岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 新型コロナ感染防止の対策として、市で行う今年度の事業、さまざまな事業が中止になっていると思うけど、その中止になっている事業費の総額って、いくらくらいになるかわかる。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 現時点で全般で把握できているものということになりますと、今回の6月の補正予算、ここについてはいわゆる中止に関連するものとして出ておまして、この補正予算の中だけのお話にはなっていますが、現時点で約2,500万円程度の減額という状況になっています。

○委員長（村田春樹君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）総務常任委員会所管事項を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（村田春樹君） 続いて、陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。すでに資料が配布されておりますこちらの陳情内容について、委員の皆様からご意見を頂きたいと思っております。

〔「資料の説明して」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） 資料の方ですが、国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める請願・陳情の審査結果というものがございます。水戸市では継続審議、島根県出雲市から福島県まで4市町また県は不採択ということで決まったようでございます。また、その2枚目には陳情第6号の方でございますが、そちらに不採択とすべき理由や意見などが入っていますので、そちらをご一読いただいて皆さまのご意見をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 今、委員長の進行のところで、結局これを参考にどうですかという感じですが、これはあくまでも他の自治体の審査であって、今回当委員会に付託されている陳情第1号ですね、この内容をですね、この委員会を開催する前にあたり、ずっと拝見させていただいた中で、これは私個人の意見としては採択してもいいのではないかとこの見解を持っております。以上です。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 私もこの陳情の意見書のほうを今日改めてよく見直したんですけども、要するに再審における検察の物的証拠ですね、全面開示とか書いてあるんですけど、最もだなど思うんですけど、ただ出雲市議会の不採択とすべき理由の中に、その様々な立場の意見があるというのが書いてある。確かに弁護士側の意見でもあって、検察側の意見は俺らわからないんだよね。だから、確かに私たち市議会が陳情に対してこれを採択するという立場ではなくて、やっぱりこれはしかるべき立場の人が話し合っ国で決めることなのかなと思うし、参考にはなりましたよ、確かに。私も谷仲議員と一緒に最もだと思って、書いてあることは。採択すべきなのかなと思ったんだけど、ただこっちを見るとやっぱり検察側の意見も俺らわかるわけではないし、様々な立場の人が話合っこられて、私

私たちはこれを採択というものではないのかなと思っております。こういう陳情だから一人ひとり全員の意見を聞いて議決した方がいいと思うんだよね。

○委員長（村田春樹君） 大槻委員どうでしょうか。

○15番（大槻良明君） 今この時点で決めるというのはなかなか難しいので、できれば継続審議の方がいいかと思います。

○委員長（村田春樹君） 市村委員どうでしょうか。

○18番（市村文男君） これ読めばほんとになるほどなと思う点もかなりありますが、岩本委員が言うようにいろいろな立場があろうかと思いますが、私は継続でいいのかなと思います。

○委員長（村田春樹君） 戸田副委員長どうでしょうか。

○副委員長（戸田見良君） 自分の身において考えると必要かなと思うのですが、やっぱりどういうふうに進めていくかによって自分の立場も変わっていくんだと思うんですが、弁護士さんとまたそのやりとりを見ながら、私たちも勉強させていただこうかなと、継続かなと思っております。

○委員長（村田春樹君） 皆さまありがとうございます。私の方からもこういった内容でございます。様々な方の立場があったり、一方的に一つの方向から決めるのは難しいものがありまして、いろいろな方からのご意見、これからも聞いていきたい、そのような形で継続審査ということでご意見がありましたので、そういった方向で進めていきたいと思うですけれども。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 皆さんが継続というなら私も異議がないんですけれども、ありがちなのが、継続審査と言って次の議会にじゃ採択にしましょうとか、大した審査をしないんだよね。こういうこと言って悪いんだけど。今のようない意見で本当に継続審査をするのであれば、いろいろな立場の人の意見を手元にさまざまな資料を用意してもらわなければならない。検察側の意見、もし分かるのであれば、この陳情に対するね。そういった資料は揃えていただいて、次の審査の時にそれを提示していただいて、それで私たちが判断するという形が本来の継続審査だと思うよ。

○委員長（村田春樹君） はい、ありがとうございます。検察側の意見ということでありますが、意見としてどれだけ情報を得られるか難しいところではございますが、できるだけ何とか集めながら、また皆さま委員の方にもご協力いただきながら、進めていって次の定

例会にお話しすることができればと思うのですが、そういったことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） では、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書について、継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

続いてその他ですが、議会報告会について、今定例会総務常任委員会の付託議案や所管事項の中で、来年の議会報告会に報告しようというご意見があればこの場でお伺いしたいと思えます。また、先日、議会活性化特別委員会の中で、今回議会報告会を開催しないということとありますので、今までの本来であれば議会報告会でお示しする内容を作って、また市民の皆さまに開示できるような機会があれば開示していきたいというようなことでお話がまとまりました。そういった中で、委員の皆さまにおかれましても、市民の皆さまに開示していきたいということがありましたら、何なりと言っていたらと思います。岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 新型コロナ感染拡大防止の中で議会報告会を中止にするというのは、これ当然の流れだと思うんだけど、幡谷委員長に言ったんだけど、議会報告会を中止にしても、前年度の報告会から1年間、私たちが活動した内容、あとは議決内容、そういったものを報告会と同様の資料を作って、広報か何かでちゃんと住民に配るようにしないと駄目だよという話はしたんだけど。だから、来年の議会報告会ではなくて、要は1年に1回ではなくて、議会報告会の内容を見ると、だいたい1委員会が報告できる内容は5分ぐらいでしょ。2年分になったらとても報告なんてできないし、薄っぺらなものになっちゃうと思うから、今年度は今年度の中でちゃんと去年の議会報告会以降の議決案件、あとは委員会で要するに採択したものであったり、そういったものを総務常任委員会として報告すべきもの、これはちゃんと今年の8月なり、9月なりに議会で予算の中でちゃんと冊子を作って、それを住民の手元にいくようにした方がいいと思う。私はその特別委員

会にいないので言える立場でないかもしれないんですけど、今初めて聞いたんで、配るようにしたいはいけない、配りますと言うんだったら解りますけれども。配るようにしたいはいけないと思うんだけどな。報告会やらないから報告しないよではなく、責任をもってちゃんと活動したことは報告すべきことだと思う。だから、今回の件も今回の定例会では議会報告会で報告すべきことは、強いて言えば、新型コロナウイルス感染症でいろんな部分で事業が中止になったりとか、そのためには新たな事業があったりとか、そういったことがわかる範囲で住民にはちゃんと報告した方がいいと思います。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 常任委員会の会議録の扱いは最近見かけないですけど、要は会議録がまとまって各委員に会議録の配布を前はやっていたんですよ。今それが全然ないので、その辺がどうなっているのか聞きたいと思います。

○議会事務局次長（菊田裕子君） 議会事務局ではそれぞれの委員会に担当者がおまして、今回の定例会前までに各会議録を作成しております。それで決裁を議長、委員長までいただきましてウェブサイトにも載せますし、各委員にもお配りするようになります。以上です。

○10番（谷仲和雄君） そうすると、委員会が終わって会議録を作成するまでの期間があって、できあがったときにその常任委員会の次の常任委員会の時に会議録というところで、各委員さんの方にお渡しいただけるとありがたい。以前そのような形で各委員会がやっていたのかなというところの認識でおりますので、そこを確認させていただきました。よろしく願いいたします。

○議会事務局次長（菊田裕子君） すみません、訂正させていただきます。議長、委員長まで決裁をいただきましたら、市議会のウェブサイトのほうに掲示して、公表しております。

○12番（岩本好夫君） 要するに会議録だから、一言一句を、話していることを全部書いてあると思うけれども、おそらくテープから起こしてやると思うけれども、発言した本人が自分の意思と違うこういうニュアンスじゃないよということもあったりするんだよね。議長、委員長は当然わかりますよ。できれば委員にも目を通すくらいの、私はこう発言しているけど、そういったニュアンスじゃないという、発言内容を変えるのではなくてね。発言した人間が責任を持ってこれでいいですとしないとやっぱり不公平のかなと思う。あり得ないと思うけれども、例えば発言したことが消されていたり、答弁の中でこうは言っていないよということがあったり、万が一あるから、それはちゃんと当事者にも確認でき

るようにした方がいいと思うよ。不特定多数の人が見られるものだから、自分の発言に責任を持ちたいし、議長と委員長だけがこれでよしとなって、もっていかれては遅いし。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 事務局側に質問というよりは、委員長の権限でそこをしっかりとってくださいよということを私は言っているところ。次長の答弁に関しましては、そうやっている決まりの中でそれはそれでOKなんで、その委員会をやるときにその前の会議録を各委員さんの方に委員長の権限で配布をしてくださいというところ、そのところです。

○委員長（村田春樹君） 先ほどホームページであったり、そういうところに出ているのは議長と自分のハンコが押されてからすぐに開示されるということであるので、できればそういうものを自分で用意していただくのも、また一つの方法なのかなと思いますけれど。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） だから、ホームページに載ってしまったら、削除もその訂正もできないでしょ。だからその載る前に。

○委員長（村田春樹君） 今のは、谷仲委員のことで回答しました。また、会議録を出す前に岩本委員さんの方は、皆さんの方で確認をしたいというようなお話でしたね。そういったことも、議長と相談しながら、他の委員長や議運長とも相談しながら考えていきたいと思しますので、そういったことでよろしいでしょうか。谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 今の話だと、各自でホームページで確認してくれという意味だと思うのだけれども、私が言っているのは、委員会で各委員さんが、岩本委員の言ったところもあるけれども、そのだいたい会議録があがるのに事務局の方で音声を起こして打つから期間がかかるわけ。期間がかかって次のだいたい委員会、次の定例あたりにだいたい仕上がるわけで、だいたい仕上がって各委員さんにこれでどうですかと確認とってからホームページに上げる流れで。これは私が、はじめに立ち上げに携わった者として言わせてもらうけれども、「じゃ載っていますから、各委員さんホームページを見てください」というものじゃないと思うよ。そこら辺の経緯をわかって今の発言か、それが聞きたい。

○委員長（村田春樹君） 先ほど議会事務局の菊田次長から会議録が皆様に配られるという話がございました。皆さまにそういった会議録…。議会事務局次長。

○議会事務局次長（菊田裕子君） 先ほども訂正させていただいたのですが、「小美玉市議会情報の公表及び提供に関する内規」というもので、委員会の会議録は、議会図書室と市議会ホームページに、議長、委員長の決裁後に公表すると記載されておりますので、委員

の皆さまからそういった要望が出ているということで次回の会議の中で…、大変申し訳ありませんが配布はしておりませんので、今後の委員会の中で諮っていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○12番（岩本好夫君） 付け加えていい？

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 今、議会活性化特別委員会の方でペーパーレスの話を進めていると思うんだけど、ペーパーレスになれば、もっと早いと思うよね。各委員さんにデータを送れば、それでパッと目を通して、いちいち紙資料を印刷して全議員に配ることもないし、私その特別委員会にいないから敢えて言わせてもらうけど、進めていただいて、議長、ペーパーレスにしていただければ、こういった作業も本当に簡単にスムーズにいくと思うので、よろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 現在、議会活性化特別委員会の方でタブレット導入を進めていますので、そういったことも考えていただきまして、ペーパーレス化を促進させるためにもご協力をしていただきたいと思います。他に質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、本日の質疑、協議は全て終了いたしました。それでは、副委員長お願いいたします。

◇

◎閉会の宣告

○副委員長（戸田明良君） 本日の総務常任委員会は以上で閉会いたします。ご苦労様でした。

午後2時23分 閉会